

広島県市民後見人等養成研修 研修修了者向け

福山市

における「活躍の場」の紹介

◇活躍の場について

(1) 活躍の場の有無

有

(2) 具体的な活躍の場

市民後見人（複数受任）

※ その他を選択した場合、その内容を記載

(3) 予定している活動内容

市内において、社会福祉協議会との複数後見という形で、社会福祉協議会からのサポートを受けながら市民としての特性を活かした後見活動を行う「市民後見人」の候補者として「福山市市民後見人バンク」に登録をします。

なお、実際に活動するには、「かけはし生活支援員」と「法人後見支援員」の雇用登録と経験を積んで、社会福祉協議会で行う審査検討委員会で審査のうえ、家庭裁判所からの選任を受ける必要があります。

(4) 対象者

- ・市内在住の方で、70歳未満（2027年3月31日時点）の方
- ・福山市で実施する「集合型研修」を受講し、福山市における修了認定を受けた方

(5) 報酬等

市民後見人として社会福祉協議会の法人後見と複数選任された場合、法人後見6：市民後見人4の割合で報酬を分割します。なお、後見報酬は本人の資力、後見事務の内容により、家庭裁判所が決定します。

(6) その他活動にあたっての条件・情報

・市民後見人としての活動を希望される方は、8月8日（土）に行う「成年後見制度講演会」に参加いただき、市民後見人養成講座オリエンテーションを受けていただく必要があります。別途申込が必要です（申込期限：8月6日（木））。また、9月から2月ごろまで毎週土曜日に行う予定の「集合型研修（オンデマンド配信の受講と独自研修）」を受講し、福山市市民後見人バンクに登録をしていただく必要があります。

◇留意事項

福山市で実施する「成年後見制度講演会」「集合型研修」についての詳細は、福山市社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

◇問い合わせ先

市町名	担当課・係	電話番号	メールアドレス
福山市	福山市社会福祉協議会 地域共生社会推進課 権利擁護支援センター	084-928-1353	f-shakyo@blue.ocn.ne.jp